

旅行業法及び観光圏整備法に基づく旅行業の種類

旅行業の種類	募集型 企画旅行		企画旅行 受注型	手配旅行	営業保証金 (※)	基準資産	旅行業者業務 の選取扱 管理責任
	海外	国内					
第1種旅行業	○	○	○	○	7,000万円 (1,400万円)	3,000万円	必要
第2種旅行業	×	○	○	○	1,100万円 (220万円)	700万円	必要
第3種旅行業	×	△	○	○	300万円 (60万円)	300万円	必要
地域限定旅行業	×	△	△	△	100万円 (20万円)	100万円	必要
旅行業者代理業	旅行業者から委託された業務				不要	—	必要
観光圏内限定 旅行業者代理業	旅行業者から委託された業務 (観光圏内・宿泊者限定)				不要	—	研修終了者で 代替可能

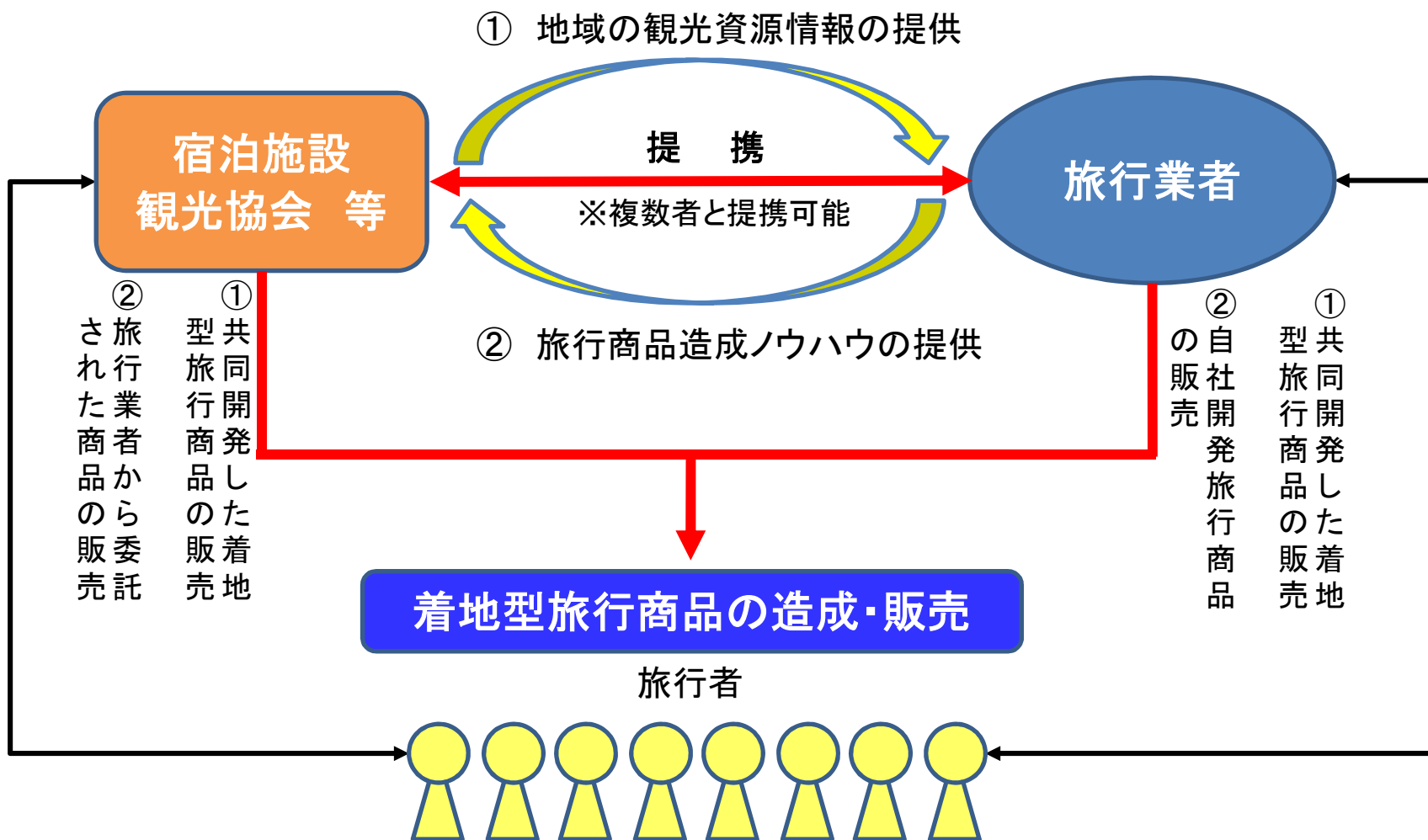
△＝営業所の所在する市町村と隣接する市町村等に区域を限定

※＝旅行業協会に加盟している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分として納付。
また、金額は年間取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて供託すべき金額が加算

資料出所：観光経済新聞第2752号《2014年5月31日(土)発行》

■国家戦略特区における追加規制改革事項(沖縄要望)

着地型旅行商品 販売事業	旅行業者から委託された業務	不要	—	研修終了者で 代替可能
-----------------	---------------	----	---	----------------



※旅行者は、着地型旅行商品を、どこからでも購入可能